○経済産業省告示第百四十三号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十五年四月三十日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年五月二十七日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	氏名
105775	天満　隆行
105879	平山　義雄
107366	平井　康友
207730	石毛　健
209728	田畑　壽邦
209908	宮崎　淳
210960	川副郷一郎
211969	青田　宜久
212363	南本　静志
212404	平井　克幸
213619	田中　謙司
300116	児玉　清和
301119	青田　真孝
401333	飯島　裕史
405439	幸本　陽平
411445	須藤　清
411447	荒川　雅和
411449	上田　浩平
411451	小野　直
411453	桒島　央明
411455	齋藤　和博
411457	佐藤　智幸
411459	髙月　祥晶
411460	内藤　薫
411461	藤原　啓雅
411462	山田　直生
411463	横須賀　久
411464	荒木　廣行
411465	米井　智已
411466	永井　廣
411467	伊澤　慎二
411468	大橋　功
411469	宮本　美紀
411470	深田　康弘
411471	信太　陽子
411472	吹野　等
411473	阿部　裕二
411474	田邊　望
411475	寺本　暁
411476	澤村　智裕
411477	大野　雅美
411478	坂倉　新二
411479	兼保　義秀
411480	會田広太郎
411481	檜垣　信博
411482	青谷　隆一
411468	伊藤　秀則
411466	奥村　力
411464	川島　由誠
411463	小室　雅也
411456	櫻井　直之
411458	森本　真也
411460	田嶋　宗紀
411462	藤原　啓雅
411464	横川　雅浩
411466	林　良宏
411468	山口　大樹
411470	近藤　尚也
411472	西村　尚敏
411474	山内　佑介
411476	成清　保隆
411478	根岸　力
411480	安達　悠治
411482	冨主　広樹

○経済産業省告示第百四十四号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十五年四月三十日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年五月二十七日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	（変更前）	（変更後）
400717	菅原　幸哉	千葉　幸哉
407638	福島　律子	大原　律子
408869	小川　睦美	原　睦美
410236	平阪　智子	姫野　智子

○経済産業省告示第百四十五号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項の規定に基づき、平成二十五年四月三十日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年五月二十七日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	氏名
105700	永井　雄行
405784	宮本　傳一
405806	西島　健司
405843	加藤　明
207889	神田　秀一
405792	松山　直美
405832	三宅悌次郎

○国土交通省告示第五百二十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年五月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1205	特別な突起付防水紙を用い防水性を高めた外壁の構法に応じて評価する方法	3－1　劣化対策等級（構造躯体等）	田島応用化工株式会社 有限会社西山鉄網製作所 スチライト工業株式会社	東京都足立区小台一丁目3番2号 東京都葛飾区堀切四丁目57番21号 大阪府大阪市鶴見区茨田大宮一丁目3番33号	平成25年5月13日

○海上保安庁告示第百十七号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第九条の十の規定に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から代表者の氏名及び確認業務を行う事業場について、平成二十五年六月四日から次のように変更する旨の届出があったので、同法第九条の二十一の規定に基づき、告示する。

平成二十五年五月二十七日

海上保安庁長官　北村　隆志

一　変更する代表者の氏名

変更後	変更前
三宅　庸雅	鬼塚　雄介

二　変更する堺事務所の所在地

変更後	変更前
大阪府堺市西区浜寺石津町東一丁二番二十一号	大阪府堺市西区浜寺石津町東一丁目二番二十一号

○九州地方整備局告示第百号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月二十七日

九州地方整備局長　吉崎　収

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百一号

(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員延長
福岡県田川郡香春町大字高野字豆田七九番一から同町大字鏡山字荒堀一五二五番一まで	後別	九・六〇～六七・二〇メートル　二・一七八キロメートル
	後	二〇・五〇～九〇・二〇メートル　二・一七八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所